

令和8年 第2回砂川市教育委員会会議定例会 会議録

日 時 令和8年2月19日(木) 午前9時00分～午前11時43分

場 所 市役所 3階会議室

出席者 板垣教育長、平間教育長職務代理者、住委員、皆上委員、坪江委員

説明員 玉川教育次長、神島指導参事、徳永技監、早川学務課長、篠崎学校再編課長、
名久井社会教育課長兼公民館長、小島スポーツ振興課長、工藤図書館長、
上山学校給食センター所長

記 録 長谷川総務係長

審議内容

開 会(教育長進行) 午前9時00分

1. 会議録署名委員の指名 皆上委員

2. 前回会議録の承認

令和8年1月21日(水)開催の「第1回砂川市教育委員会会議定例会会議録」について承認。

3. 報告第1号 教育長報告について

2月10日(火)開催の「令和7年度中空知教育長会2月懇談会」など2件について報告。

◇ 所管業務について

(学務課)

学務課長より、「令和8年度新入学児童生徒数について」など7件について報告。

(学校再編課)

技監及び学校再編課長より、「委託業務の発注状況について」など5件について報告。

(社会教育課)

社会教育課長より、「第78回砂川市はたちの集いについて」など4件について報告。

(スポーツ振興課)

スポーツ振興課長より、「親子わいわいすぽーつらんどについて」など3件について報告。

(公民館)

公民館長より、「公民館教室「きらめくらメアート教室」について」報告。

質問 教職員人事に係る協議について

答弁 砂川学園で働きたいと考えてくれている教職員には、なるべく残っていただけるよう協議を進めているが、人事権が道教委のため、どこまで受け入れてもらえるかといった状況である。現段階では固まりつつあるが、まだ流動的である。

—— 了承 ——

4. 報告第2号 議会報告について

教育次長より、1月27日開催の総務文教委員会において、報告事項に対する質疑として「いじめの問題に係る調査について」の答弁内容、総体の質疑として「不登校児童生徒の給食について」の答弁内容を報告。

—— 了承 ——

5. 報告第3号 市内小中学校及び砂川高校卒業式の出席について

学務課長より、教育長及び教育委員の出席について報告。

—— 了承 ——

6. 議案第1号 令和8年度砂川市教育行政執行方針について

学務課長より、砂川市教育行政執行方針について提案。

—— 決定 ——

7. 議案第2号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について

社会教育課長より、義務教育学校の開校に伴い、砂川市地域交流センターの利用料金に係る小中学生等を対象とした免除規定を改めるとともに、砂川市体育施設の利用料金表における小中学生の区分に定義等を加えるため、本条例等の一部を改正することについて提案。

—— 決定 ——

8. 議案第3号 砂川市子育て支援センター条例等の一部を改正する条例の制定について

社会教育課長より、子育て支援センターを市内中心部へ移転することにより、市立保育所における環境の拡充を図るほか、子育て家庭の交流の場として、情報提供、育児相談等を行う拠点の利便性を高めるとともに、新たに開始する乳児等通園支援事業等のサービス提供により事業の充実を図り、併せて条文を整理するため、本条例等の一部を改正することについて提案。

——— 決定 ———

9. 議案第4号 砂川市立義務教育学校施設使用条例施行規則の制定について

学務課長より、砂川市立義務教育学校施設使用条例が制定されたことに伴い、当該条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定することについて提案。

——— 決定 ———

10. 議案第5号 砂川市旧学校施設使用条例施行規則の制定について

社会教育課長より、砂川旧学校施設使用条例が制定されたことに伴い、当該条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定することについて提案。

質問 旧学校施設の利活用について

答弁 豊沼小学校と中央小学校の体育館については、地域サークルを含めた開放事業で引き続き使用するため、教育財産として残すこととしており、社会教育施設として旧学校施設使用条例及び規則の中で定めている。この2校については教育委員会で施設管理をしていくことになり、空知太小学校は学童保育所が残るため、子育て支援課において管理を行う。砂川小学校と北光小学校については、普通財産に移管し、利活用も含めて全庁的な議論を行った中で活用方法を考えていくことになる。

質問 普通教室等の利用について

答弁 旧学校施設については、あくまでも体育館とプールのみを利用を想定しており、管理費用を踏まえた中で、限定する形で整理したところである。

——— 決定 ———

11. 議案第6号 砂川市立学校教職員の退職管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

学校再編課長より、義務教育学校の開校による砂川市立学校の種別変更に伴い、関係する規定を改めるとともに、条文を整理するため、本規則等の一部を改正することについて提案。

〔質問〕 砂川学園における学校医等の配置について

〔答弁〕 事業所として大規模になるため、学校医や産業医について調整を進めており、ほぼ決定に近い形である。

—— 決定 ——

12. 議案第7号 砂川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より、義務教育学校の開校による砂川市立学校の種別変更に伴い、関係する規定を改めるほか、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、主務教諭の職の設置や学校評価に基づく改善措置等について定めるとともに、条文を整理するため、本規則の一部を改正することについて提案。

〔質問〕 砂川学園における主務教諭の配置について

〔答弁〕 砂川学園の職員体制をある程度形作ったあとに主務教諭という職が設置されたため、4月1日時点で配置することは考えていないが、今回の改正により必要に応じて配置することが可能となる。

〔質問〕 副校長の職務について

〔答弁〕 校長の補佐役であり、校長から命を受けた範囲にはなるが、自らの権限で校務を処理することができる。

〔質問〕 主幹教諭の人数について

〔答弁〕 前期1名、後期1名の計2名を予定している。

—— 決定 ——

13. 議案第8号 砂川市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について

学校給食センター所長より、学校給食費を私会計から公会計へ移行することに伴い、学校給食の運営に関する規定を追加するとともに、条文を整理するため、本規則の一部を改正することについて提案。

—— 決定 ——

14. 議案第9号 砂川市教育支援センター設置運営要綱の制定について

学務課長より、不登校や不登校の傾向にある児童生徒の学校復帰等の支援を行う砂川市立教育支援センターを砂川市立砂川学園に開設することに伴い、同センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるため、本要綱を制定することについて提案。

質問 授業への参加について

答弁 全家庭に教育支援センターを開設することを周知するとともに、各小中学校で現在学校に来ることができていない児童生徒へ担任の先生から紹介してもらい、利用する意思があるかどうかを年度内に掴みたいと考えている。利用する児童生徒によって、通う回数や曜日、時間帯も異なると思うが、それぞれにオーダーメイドのような形で時間割を作成し、最終的に学校に行くことにつながればと考えている。センターを利用する中で授業を受けてみたいとなった場合は、センターの職員と先生が同じ校内にいるので、連携が図りやすく柔軟な対応が可能である。

質問 学校内に入ることができない状態の児童生徒への対応について

答弁 不登校の理由や程度も様々であり、学校の建物を見るだけで具合が悪くなってしまう子どもいることから、学校ではないところでセンターの指導員と会うといったことや、公民館の一室を使用して面談をするといったことも考えている。

質問 後期課程の通級指導教室の利用について

答弁 6月にニーズ調査を行ったが、教室開設までのニーズはなかった。砂川学園開校後もニーズ調査は引き続き行っていきたいと考えている。

————— 決定 —————

15. 議案第10号 砂川市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令の制定について

学校再編課長より、義務教育学校の開校による砂川市立学校の種別変更に伴い、関係する規定を改めるとともに、条文を整理するため、本規程等の一部を改正することについて提案。

————— 決定 —————

16. 議案第11号 砂川市立学校における働き方改革行動計画の一部改正について

学務課長より、関係法令の改正に伴い、本計画の一部を改正することについて提案。

————— 決定 —————

17. 議案第12号 令和7年度砂川市教育実践表彰について

学務課長より、教育実践表彰審査会で表彰することが適当と認められた12件の表彰について提案。

—— 決定 ——

18. その他

質問 スクールバス運行経路が事故等により通行止めとなった場合の対応について

答弁 現在も工事があった場合は違う道を通るなどの対応を図っており、遅刻となった場合は学校側も遅刻扱いにはしないこととしている。今後も柔軟かつ安全な対応を図っていきたいと考えている。

次回の令和8年第3回砂川市教育委員会会議定例会を3月26日（木）午前10時00分から開催することについて承認。

—— 閉 会 —— 午前11時43分

以上